

平成 30 年度 自己点検・評価報告（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

令和元年 7 月

平成 30 年度より、短期大学基準協会の第三期の認証評価が始まりました。本学においては令和 3 年の認証評価にむけて新しい認証評価基準で取り組む必要があります。そこで、平成 30 年度の自己点検・評価においては、まず、基礎資料の整理と基準 I の「建学の精神と教育の効果」について、新基準に基づく検証を行いました。また、基準 IV の「リーダーシップとガバナンス」については、現状の確認と見直しを行い、今後対策が必要となる事項について対応すべき内容の確認を行いました。残りの基準に対しても暫時整理点検していくと共に、今年度の点検・評価活動では、新たに対応が求められる事項に対して組織的に取り組むことにしていました。

1. 自己点検・評価の基礎資料**(1) 学校法人及び短期大学の沿革**

学校法人村田学園は、明治 42 年（1909 年）、東京神田一ツ橋通町に村田簿記学校の前身である「銀行会社事務員養成所」を設立し、以来我が国における実践的実務教育の草分けとして実績を積み重ね、平成元年に学園創立 80 周年を迎えた。これを節目に、これまで培ってきた簿記・会計の分野を中心とする実践教育の蓄積を更に発展させ、今後の社会経済に貢献する新たな高等教育を展開するべく、短期大学設置計画を推し進めた。そして平成 4 年、東京経営短期大学を開学した。

はじめは経営情報学科 1 学科であったが、平成 8 年に経営税務学科を増設（平成 14 年にビジネスマネジメント学科と改称）し、平成 17 年からは両学科を統合再編成して経営総合学科 1 学科となった。この経営総合学科は平成 16 年 9 月に（財）短期大学基準協会から「地域総合科学科」として適格認定を受けている。また、完成年度を経て達成度評価を受け、平成 20 年度に再び、「地域総合科学科」として認定された。さらに、平成 21 年 10 月には短期大学基準協会による第三者評価を受け、平成 22 年 3 月 18 日付で「適格」と認定された。平成 21 年 11 月 3 日、村田学園は創立 100 周年を迎えた。

平成 22 年度より定員削減を行い、平成 27 年度には経営総合学科の定員を 130 名とした。平成 27 年 9 月には短期大学基準協会による第三者評価を受け、平成 28 年 3 月 10 日付で「適格」と認定された。

平成 28 年 4 月からは、教育のさらなる充実、国際化に対する一層の対応を図るため、本学は、大学、短期大学、専門学校や高等学校など 11 校の設置校を運営する「学校法人 創志学園」に受け継がれた。平成 28 年 8 月にはこども教育学科の設置が認可された。10 月にはグローバルスタディセンター（留学生別科）が開設された。

平成 29 年 4 月に、こども教育学科が開設した。

本学の沿革

平成 3 年	12 月	東京経営短期大学経営情報学科設置認可される
平成 4 年	4 月	東京経営短期大学経営情報学科開設 定員 150 人 学長 大山政雄氏就任
平成 6 年	4 月	学長 齋藤力夫氏就任
平成 8 年	4 月	経営税務学科開設 定員 160 人 (昼間コース 140 人 夜間主コース 20 人)
平成 9 年	10 月	電子計算機センター開設(平成 10 年度 教育研究情報センターに改称)
平成 10 年	4 月	村田照子理事長、学長を兼務
平成 12 年	4 月	留学生別科(日本語研修課程)開設 定員 40 人 教育研究情報センターを附属施設に改組 エクステンションセンター開設
平成 13 年	4 月	定員変更 経営情報学科 150 人→180 人 経営税務学科 160 人→130 人 (昼間コース 110 人 夜間主コース 20 人)
平成 14 年	4 月	経営税務学科をビジネスマネジメント学科に改称
平成 15 年	3 月	ビジネスマネジメント学科 夜間主コース廃止
	4 月	ビジネスマネジメント学科 定員 110 人
平成 16 年	6 月	改組転換のため経営総合学科の設置を申請
	9 月	経営総合学科設置申請認可 経営総合学科、地域総合科学科の適格認定を受ける
平成 17 年	4 月	経営総合学科開設(定員 240 人) 大橋信定前副学長、学長に就任
平成 18 年	3 月	留学生別科廃止
	4 月	学長 亀田光昭氏就任
平成 19 年	4 月	神保町ビルでの授業を開始
平成 21 年	4 月	100 周年記念事業の一環として、市川グラウンドのオールウェザー化 完成
	11 月	村田学園創立 100 周年を迎える
平成 22 年	3 月	(財)短期大学基準協会による第三者評価において適格認定を受ける
	4 月	定員変更 経営総合学科 240 人→180 人
平成 24 年	4 月	学長 岡部徳三氏就任
平成 25 年	4 月	定員変更 経営総合学科 180 人→150 人
平成 27 年	4 月	定員変更 経営総合学科 150 人→130 人
平成 28 年	3 月	(財)短期大学基準協会による第三者評価において適格認定を受ける
	4 月	学校法人 創志学園に設置者変更 学長 増田哲也就任
	8 月	こども教育学科設置認可
平成 27 年	10 月	グローバルスタディセンター開設
平成 29 年	4 月	こども教育学科開設 定員 60 人

(2) 学校法人の概要

・学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

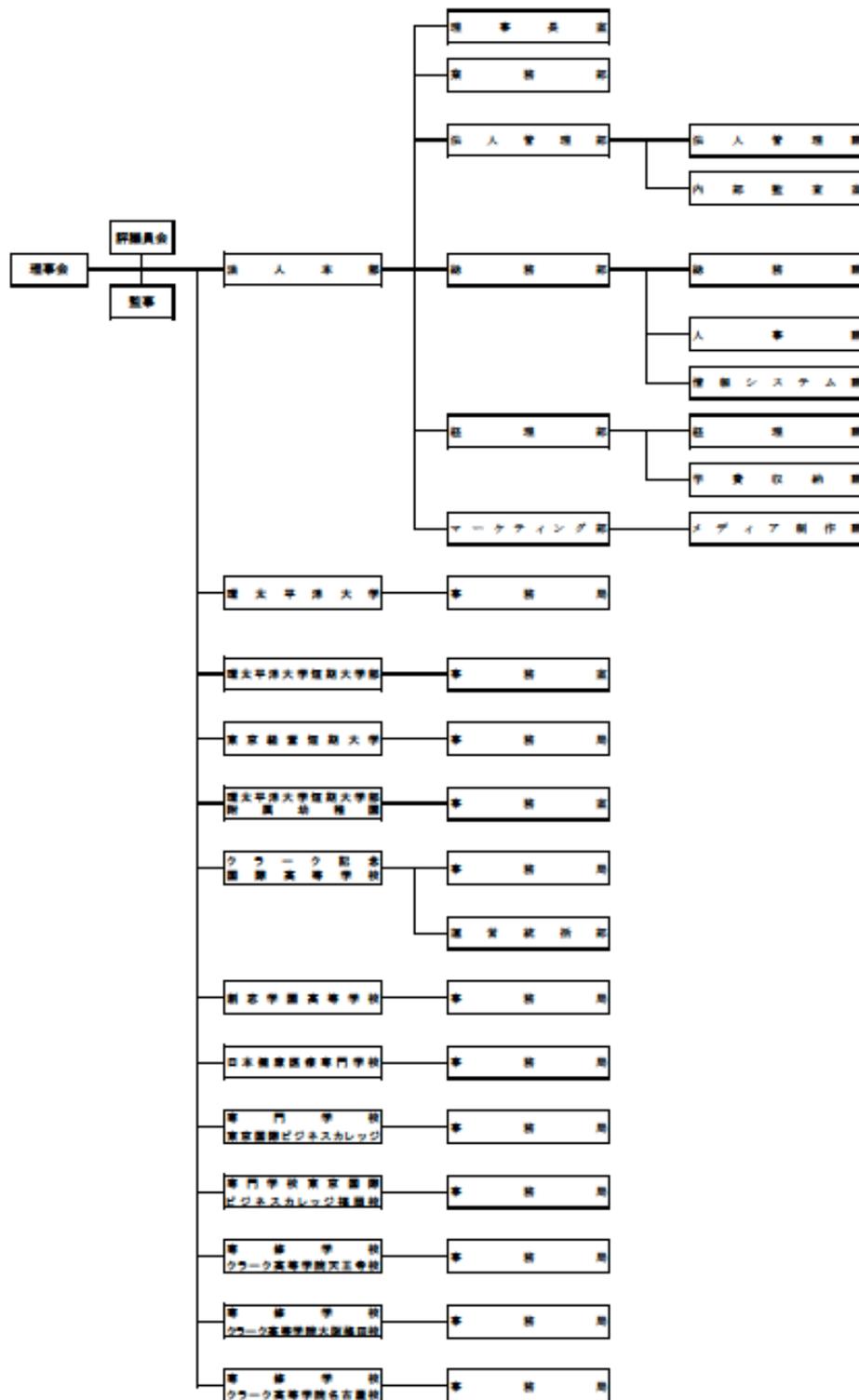
学校法人が設置するすべての教育機関の名称等

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京経営短期大学	千葉県市川市二俣 625-1	190 名	380 名	339 名
環太平洋大学	岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺 721	840 名	4,450 名	3,819 名
環太平洋大学短期大学部	愛媛県宇和島市伊吹町 421	100 名	200 名	151 名
環太平洋大学短期大学部 附属幼稚園	愛媛県宇和島市伊吹町 421	35 名	105 名	85 名
クラーク記念国際高等学校	北海道深川市納内町 3-2-40	4,160 名	12,480 名	11,110 名
創志学園高等学校	岡山県岡山市北区下伊福西町 7-38	210 名	710 名	700 名
日本健康医療専門学校	東京都台東区浅草橋 3-31-5	330 名	840 名	671 名
専門学校東京国際ビジネス カレッジ	東京都台東区柳橋 2-7-5	460 名	920 名	847 名
専門学校東京国際ビジネス カレッジ 福岡校	福岡県福岡市中央区平尾 1- 7-1	280 名	650 名	407 名
専修学校クラーク高等学 院 天王寺校	大阪府大阪市天王寺区寺田町 2 丁目 1-21	160 名	480 名	380 名
専修学校クラーク高等学 院 大阪梅田校	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 3-29	140 名	420 名	327 名
専修学校クラーク高等学 院 名古屋校	愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 11-20	105 名	315 名	272 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

①学校法人創志学園の組織図（平成 30 年 5 月 1 日現在）



・学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

地 域	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
千葉県	41	33.0%	39	27.1%	41	29.9%	58	36.9%	59	23.3%
東京都	17	22.3%	12	8.3%	15	10.9%	16	10.2%	26	10.3%
埼玉県	5	2.9%	3	2.1%	5	3.6%	7	4.5%	3	1.2%
神奈川県					3	2.1%				
群馬県			1	0.7%						
栃木県			1	0.7%						
茨城県	5	4.9%	2	1.4%	1	0.7%	2	1.3%	10	4.0%
山梨県					1	0.7%			1	0.4%
静岡県			2	1.4%						
長野県	1	1.0%	1	0.7%	2	1.4%			2	0.8%
愛知県	1	1.0%								
福島県							2	1.3%	1	0.4%
秋田県							1	0.6%		
青森県							2	1.3%	1	0.4%
北海道							1	0.6%	32	12.7%
新潟県	1	1.0%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.6%	1	0.4%
山形県			2	1.4%	1	0.7%			1	0.4%
京都府	1	1.0%								
宮城県							1	0.6%		
香川県							1	0.6%		
鹿児島県	1	1.0%					1	0.6%		
沖縄県	1	1.0%	1	0.7%						
大分県					2	1.4%			1	0.4%
島根県					1	0.7%				
福岡県					1	0.7%				
岩手県									1	0.4%
石川県									1	0.4%
岐阜県									1	0.4%
奈良県									1	0.4%
徳島県									1	0.4%
一般学生 計	72	68.9%	65	45.1%	76	55.5%	93	59.2%	143	56.5%
中国	15	14.6%	23	16.0%	14	10.2%	17	10.8%	41	16.2
台湾	1	1.0%			1	0.7%	1	0.6%	1	0.4%
韓国			1	0.7%	1	0.7%	1	0.6%	1	0.4%
ベトナム	12	11.7%	31	21.5%	32		29	18.5%	41	16.2
スリランカ			5	3.5%	2	4.3%	2	1.3%	4	1.6%
ミャンマー	2	1.9%			1	0.7%	1	0.6%	6	2.4%
モンゴル					2	1.4%			3	1.2%
ブラジル	1	1.0%								
インドネシア			2	1.4%			1	0.6%		
ネパール	1	1.0%	16	11.1%	6	4.3%	11	7.0%	12	4.7%
ウズベキスタン					2	1.4%				
香港							1	0.6%		
フィリピン									1	0.4%
外国人留学生 計	32	31.1%	78	52.4%	61	44.5%	64	40.8%	110	43.5%
留学生以外の外国人			1	0.7%						
合計	104	100%	144	100%	137	100%	157	100%	253	100%

・地域社会のニーズ／地域社会の産業の状況

本学と市川市は、ボランティア活動や講義等を通じて交流を行っている。市川市は常住する外国人が千葉県で 4 番目に多いので、市川市国際交流協会等の市内の国際交流グループは、異文化交流やホストファミリー等の活動を継続的に展開している。市民の交流活動が地域社会に果たす役割や意義は高く、在住外国人等と相互理解を深めて交流の実績を築くことによって、地域レベルの連帯感が生まれる。本学も、積極的に参画している。

市川市は千葉県の北西部に位置し、江戸川を隔てて東京都と相對している。都心から 20km の圏内にあることから、文教・住宅都市として発展してきた。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通網の集中する位置にあり、東西方向は JR 総武線と京葉線等の鉄道、東京地下鉄の東西線、その相互乗り入れをしている東葉高速鉄道のほか、京葉道路や国道 14 号等 4 路線の幹線道路がある。

北部は梨栽培等の農業が盛んで屋敷林等の緑が多く、また学園も多い文教・住宅都市である。南部は東京湾に臨み京葉工業地帯の一翼を担っていると共に、新しい都会的な住宅都市が形成されている。里海の再生を目指してきた千葉県は、平成 26 年 3 月に「三番瀬再生計画（第 3 次新事業計画）」を策定し、塩浜護岸改修事業などの再生事業を進めてきた。

市川市は「活力のあるまちづくり」の根幹となる「市川市産業振興基本条例」を平成 23 年 4 月に制定し、事業者、経済団体、行政が連携し、市民の理解と協力の下に産業振興を図っている。商店街の活性化に向け、街路灯、アーケード、駐車場等の共同施設整備や販促イベント等の共同事業等への助成を行い、産業の振興に関する施策を総合的に推進している。

・短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

前回の指摘事項への対策・成果

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 テーマ C 自己点検・評価 ○ 提出された自己点検/評価報告書は記載方法上の不備及び記載内容の不整合がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。</p>	<p>自己点検・評価への組織的な取り組みの必要性を共有し、今後の第三者評価に向けたスケジュールリングを確認した。</p>	<p>現時点での成果は特にはないが、自己点検・評価への組織的な取り組みの必要性は共有できている。</p>
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 テーマ B 学生支援 ○ セクシャルハラスメントに関する規程はあるが、ほかのハラスメント規程が定められていないため、規程の整備と、それに対応する体制の確立が望まれる。</p>	<p>設置者変更により新法人のもとで規定等の見直しを行い、ハラスメント規程が検討された。</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日施行に向けてハラスメント対策委員会規程が整備された。</p>
<p>○ 入学者受け入れの方針は、学校概要やウェブサイト等で公表されているが、学生募集要項への記載が望まれる。</p>	<p>入学者受け入れの方針は、平成 29 年度から学生募集要項に記載している。</p>	<p>学生募集要項に記載することで、説明が容易になり、受験生に周知され易くなった。</p>
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源 テーマ A 人的資源 ○ 東京経営短期大学自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価活動が行われ、FD・SD 活動は実施されているが、FD 規程、SD 規程が整備されていないので改善が望まれる。</p>	<p>設置者変更により新法人のもとで規定等の見直しを行い、FD 規程、SD 規程が検討された。</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日施行に向けて、FD・SD 規程が整備された。</p>
<p>テーマ B 物的資源 ○ 火災・地震対策及び防犯対策について、就業規則に項目としては掲げられているが、規程は作成されていないため、規程を整備し、緊急時における防災対策マニュアルを作成することが望まれる。</p>	<p>設置者変更により新法人のもとで規定等の見直しを行い、就業規則に対応する規程が検討されている。</p>	<p>防火計画に基づき防火対策マニュアルが作成された。</p>
<p>テーマ D 財的資源 ○ 学校法人全体及び短期大学部門の収支において 3 か年支出超過が続いている。特に、短期大学部門の支出超過は増加傾向にある。平成 27 年 8 月 31 日付けで文部科学大臣より設置者変更が認可されたが、今後、移管先の学校法人と速やかに新たな収入向上方策等を計画・実施し、財務の健全化を図ることが必要である。</p>	<p>設置者変更により、移管先の学校法人から学長以下数名の人材が投入された。 新たに「こども教育学科」の設置が認められ、財務状況が改善される土台が築かれた。</p>	<p>こども教育学科の設置認可が 8 月だったので学生募集に苦戦したが、平成 29 年 4 年には 26 名が入学し、平成 30 年には 40 名が入学した。経営総合学科では 154 名が入学し、入学定員を満たしている。</p>
<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス テーマ A 理事長のリーダーシップ ○ 設置者移管という困難な現実と直面している現状において、移管が再建に向けて円滑に実施されるには、学内の活性化と一体化に向けて、理事長がより一層のリーダーシップを発揮することが望まれる。今後は、移管先法人と協同して改善及び行動計画を策定し、財務状況の改善を着実に進めるとともに、学校法人全体の管理運営体制の構築に努めることが必要である。</p>	<p>設置者変更により、移管先の学校法人から新学長が着任し、リーダーシップが発揮されている。毎週のように教育経営会議が開かれ、新組織による取組みと改善が強力に行われている。</p>	<p>平成 28 年度は、29 回の教育経営会議が開かれた。創志学園の教育理念が共有され、理事長・学長のリーダーシップが発揮され、意識改革が進み、平成 29 年度、30 年度の就職決定率は 2 年連続で 100%を示し、入学定員については、平成 30 年度は充足した。</p>

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
特になし		

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

特になし

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

(平成 26 年度～平成 30 年度)

学科等の名称	事項	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	備考
経営総合学科	入学定員	150	130	130	130	130	平成 25,27 年度に定員削減
	入学者数	104	144	137	157	162	
	入学定員充足率(%)	69	110	105	121	125	
	収容定員	300	280	260	260	260	
	在籍者数	212	243	264	271	276	
	収容定員充足率(%)	70	87	102	104	106	
こども教育学科	入学定員		-	-	60	60	平成 29 年度に開設
	入学者数		-	-	26	40	
	入学定員充足率(%)		-	-	43	67	
	収容定員		-	-	120	120	
	在籍者数		-	-	26	63	
	収容定員充足率(%)		-	-	22	53	
計		212	243	261	297	339	
充足率		70	87	100	78	89	

② 卒業者数 (人)

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
経営総合学科	97	88	108	110	104
こども教育学科					18

③ 退学者数 (人)

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
経営総合学科	16	11	24	28	28
こども教育学科				3	13

④ 休学者数（人）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経営総合学科	2	2	11	1	1
こども教育学科				3	3

⑤ 就職者数（人）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経営総合学科	64	57	78	76	81
こども教育学科					13

⑥ 進学者数（人）（四年制大学への進学者数）

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経営総合学科	4	4	3	8	5
こども教育学科					0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学の設置基準に定める教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教	講師	助教	計						
経営総合学科	4	5	5	0	14	7		3	0	15	
こども教育学科	5	2	2		9			3	0	5	
(小計)	9	7	7	0	23	7		6	0	20	
〔ロ〕							3	1			
(合計)	9	7	7	0	23	10		7	0	20	

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	19	—	19
技術職員	1	—	1
図書館・学習センター等の専門事務職員	1	—	1
その他職員	—	—	0
計	21	—	21

③ 校地等 (㎡)

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在学生一 人当たりの 面積 (㎡)	備考 (共有の状況 等)
校地 等	校舎敷地	15,697	—	—	15,697	2,800	99.5	村田女子高等学校及 び村田女子中学校と 共用
	運動場用 敷地	—	8,489	—	8,489			
	小計	15,697	8,489	—	24,186			
	その他	—	—	—	—			
	合計	15,697	8,489	—	24,186			

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等 の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有の 状況等)
校舎	13,524	—	—	13,524	2,350	共用なし

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
17	4	3	—	—

⑥ 専任教員研究室

専任教員研究室
20

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
		電子ジャーナル 〔うち外国書〕				
経営総合学科	40,683 [4,588]	245 [21]	—	2,250	33	—
こども教育学科	40,683 [4,588]	245 [21]	—	2,250	33	—

(注) 機械・器具は、テレビ10台、DVDプレーヤー10台、ビデオプレーヤー2台、アンプ10台、LDプレーヤー1台の計33台である。

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	810	106 席	約 24 万 冊
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,007	フィットネスルーム, グラウンド (全面人工芝), テニスコート (3 面)	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について (本学HPで公表)

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ホームページ/学生ハンドブック
2	教育研究上の基本組織に関すること	ホームページ
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ホームページ
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ホームページ・学生募集要項
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ホームページ・学生ハンドブック
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ホームページ・学生ハンドブック
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	ホームページ・学生ハンドブック
8	授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関すること	ホームページ・学生募集要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	ホームページ・学生ハンドブック

※東京経営短期大学ホームページ：<https://www.tokyo-keitan.ac.jp/>

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ホームページ

※東京経営短期大学ホームページ：<https://www.tokyo-keitan.ac.jp/>

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

・学習成果をどのように規定しているか

本学の卒業にあたっての学習成果は「卒業認定・学位授与に関する方針」(ディプロマ・ポリシー)として明示されている。これは、平成 25 年 4 月に教授会で決定した後、ウェブサイトで公開し、平成 26 年度からは学生ハンドブックでも明示すると共に、学生及び教員の双方にオリエンテーションで周知している。平成 29 年度は、こども教育学科の開設に伴い学科毎による明示としている。

<p>【経営総合学科】</p> <p>本学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。 2. 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識技能を身につけている。 3. 経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。
<p>【こども教育学科】</p> <p>本学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（こども教育学）の学位を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけて、パソコン操作や文書作成等の事務スキルとビジネスマナー等をはじめ、状況に応じて笑顔で柔軟に対応できる社会人基礎力を磨き、自ら進んで考え動くことができる「現場力」と園運営をサポートできるマネジメント力を備えている。 2. 豊富な遊びや運動を通じて、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、自らの豊かな感性や表現する力を養い、子どもの心身を育みながら、子どもの豊かな表現力を引き出す力を有する。 3. 子どもと保護者の心に寄り添い、子育てに不安を抱える家庭を支援し、子どもの心と身体の発達をサポートするための専門的な知識と技術を有する。

また、学習成果は、「学則 21・22 条」にて規定している。現行規程は平成 29 年度に改正したもので、平成 29 年度の入学生から適用している。

成績評価	評価点	判定
秀	100 点～90 点	合 格
優	89 点～80 点	
良	79 点～70 点	
可	69 点～60 点	
再	59 点～50 点	再試験対象 不合格
不	49 点以下	
欠	欠席	
放	評価不能	科目放棄
認	単位認定	合 格

本学では、実践的知識技能の修得のため、コースごとに推奨の資格・検定を明示して、一定の資格・検定の合格者には該当科目の単位を認定している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム

該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

・公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する。

「東京経営短期大学 科学研究費取扱規程」、「東京経営短期大学 科学研究費旅行費取扱いに関する細則」、「東京経営短期大学における競争的資金の管理・監査実施基準」により、適正に管理されている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成 28 年度～平成 30 年度）

〈理事会・評議委員会〉

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
理事 事 会	7人	7人	平成 28 年 5 月 19 日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成 28 年 7 月 22 日	5人	71.4%	2人	3/3
		7人	平成 28 年 11 月 11 日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成 28 年 12 月 15 日	6人	100.0%	0人	3/3
		7人	平成 29 年 3 月 9 日	6人	85.7%	0人	2/3
		6人	平成 29 年 3 月 9 日	6人	100.0%	0人	4/5
		7人	平成 29 年 5 月 26 日	6人	85.7%	1人	5/5
		7人	平成 29 年 7 月 20 日	6人	85.7%	1人	5/5
		7人	平成 29 年 10 月 25 日	7人	100.0%	0人	5/5
		7人	平成 29 年 12 月 22 日	5人	71.4%	2人	5/5
		7人	平成 30 年 2 月 23 日	7人	100.0%	0人	2/4
		7人	平成 30 年 3 月 28 日	5人	71.4%	2人	5/5
		7人	平成 30 年 5 月 25 日	7人	100.0%	0人	5/5
		7人	平成 30 年 6 月 20 日	6人	85.7%	1人	5/5
		7人	平成 30 年 9 月 25 日	6人	85.7%	1人	4/5
		7人	平成 30 年 12 月 5 日	5人	71.4%	2人	5/5
		7人	平成 31 年 3 月 20 日	6人	85.7%	1人	4/5
		7人	平成 31 年 3 月 28 日	4人	57.1%	3人	3/5

評 議 員 会	15人	15人	平成28年 5月19日	13人	86.7%	2人	3/3
		15人	平成28年 7月22日	11人	73.3%	4人	3/3
		15人	平成28年11月11日	12人	80.0%	3人	3/3
		15人	平成28年12月15日	15人	100.0%	0人	3/3
		15人	平成29年 3月9日	13人	86.7%	2人	2/3
		14人	平成29年 3月9日	13人	86.7%	1人	4/5
		15人	平成29年 5月26日	12人	80.0%	3人	5/5
		15人	平成29年 7月20日	12人	80.0%	3人	5/5
		15人	平成29年10月25日	13人	86.7%	2人	5/5
		15人	平成29年12月22日	12人	80.0%	3人	5/5
		15人	平成30年 2月23日	13人	86.7%	2人	4/5
		15人	平成30年 3月28日	13人	86.7%	2人	5/5
		15人	平成30年 5月25日	13人	86.7%	2人	5/5
		15人	平成30年 6月20日	11人	73.3%	4人	5/5
		15人	平成30年 9月25日	13人	86.7%	2人	4/5
		15人	平成30年12月5日	11人	73.3%	4人	5/5
15人	平成31年 3月20日	11人	73.3%	4人	4/5		

(13) その他

上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

特になし

2. 自己点検・評価の組織と活動

・自己点検・評価委員会

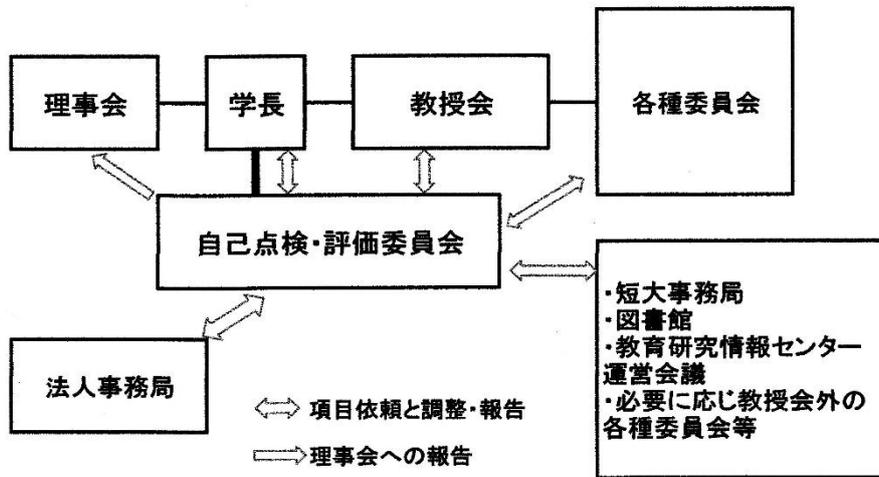
本学の自己点検・評価委員会のメンバーは以下のように構成されている。

(平成30年度)

学長	副学長	学長補佐	学科長	事務局長	図書館長	学長指名者
1名	1名	1名	2名	1名	1名	1名

※ 平成30年度は学長補佐と図書館長が重複

・自己点検・評価の組織図



・組織が機能していることの記述

本学は単科大学であるので、原則として教授会の下に各種委員会が組織されている。しかし、自己点検・評価委員会は、学長直轄の組織として独立し、自己点検・評価においては全学的な中枢として機能している。同委員会から、各種委員会、短大事務局、附属機関（教育情報センター）だけでなく、法人事務局とも連携体制をとって、全学的な点検を行い、改善に努めている。

平成30年度から、4月に各種委員会等及び事務局各部署の前年度の活動報告と反省、新年度の活動と改善計画について、全専任教職員を会した会合を開催し、自己点検・評価の啓発を行なっている。

これらの一連の取り組みは、学長のリーダーシップの下に行われてきたが、ALO担当者から短期大学基準協会等の関連団体や他大学の情報等の学内周知と共有も行われた。

平成30年度は 4月・9月・2月に研修会を実施した。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1 情報公開（建学の精神） <https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/>
- 2 学則
- 3 パンフレット
- 4 創志学園総合案内
- 5 学生ハンドブック
- 6 教員ハンドブック
- 7 入学前ガイダンス資料
- 8 新入生オリエンテーション資料
- 9 科目履修規程

備付資料

- 1 戸田市と学校法人創志学園との包括連携協定書
東京経営短期大学と市川市との連携等に関する包括協定書
- 2 大学コンソーシアム市川に関する基本協定書
市川市と市川商工会議所、大学コンソーシアム市川との産官学連携に関する包括協定
- 3 東京経営短期大学と熱海温泉ホテル旅館協同組合との協定書
- 4 産学連携協定書
- 5 千葉県立市川南高等学校協定書
- 6 千葉県立我孫子高等学校協定書
- 7 市川警察署署長より感謝状
- 8 海外大学教育連携協定書（MOU）
- 9 協力保育園一覧。

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

東京経営短期大学の建学の精神は、学校法人創志学園の精神である「挑戦と創造の教育」に基づき、常に自分自身で志を立て、自らで考え、行動を起こして志を実証していくことで、大きく成長できる人間となることをめざしている。「創志」とは、立志と行動への問いかけであり「夢・挑戦・達成」の繰り返し

を「創志という生き方」の行動指針とし、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際の職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを教育理念としている（提出資料-1）。

さらに、本学学則第1条に「本学は学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実際の職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする」としており、公共性が求められていることを意識し教育にあたっている。（提出資料-2）。

この建学の精神は、教職員や学生をはじめとして、保護者や高校生、そして広く外部に対しても表明し理解を求めるために、パンフレット（提出資料-3）などの発行物や本学のウェブサイト（提出資料-1：<https://www.tokyo-keitan.ac.jp/about/>）に公開しているほか、来客者・求人企業用として「創志学園総合案内」（提出資料-4）で明らかにしている。

学内では学生ハンドブック（提出資料-5）や教員ハンドブック（提出資料-6）に記載し、常に建学の精神を意識して教育と学習に取り組むようにしている。特に学生に対してはオープンキャンパスや入試説明会、入学予定者を対象して実施している事前学習（入学前教育）と入学前ガイダンス（提出資料-7）、新入生オリエンテーション（提出資料-8）、入学式、1年次の基礎ゼミナール、2年次の専門ゼミナール、そして日常の授業においても建学の精神に基づき教育目標を示している。

建学の精神をはじめ、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、学科毎によるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する）の3つのポリシーについて、専任教職員は毎年4月1日の教職員会合で、非常勤講師へは同日に開催される非常勤講師教務連絡会で確認している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

平成 29 年からこども教育学科主催の教育講演会を開催している。第 1 回目は平成 29 年 8 月に汐見稔幸先生（日本保育学会会長）による「保育所保育指針の改訂のポイント」～これからの幼児教育を考える～、第 2 回目は 10 月に榊原洋一先生（日本子ども学会理事長）による「気になる子どもの心とからだ」というテーマで行われた。平成 30 年 9 月には「第 3 回教育講演会」が、本学教授の尾崎康子先生を講師として「発達が気になる子どもと親への支援～インクルーシブ保育の観点から考えてみよう～」をテーマに開催された。

本学では、日商簿記 3 級～1 級、全経簿記能力 3 級、上級までの合格を目指す学生を支援する学内塾として「村田塾」が開設されており、この村田塾主催で高校生を対象とした簿記教育普及のために「サマー

スクール（夏季休業中）」、「ウィンタースクール（冬季休業中）」が平成 28 年度から開催され、平成 29 年度からはこども教育学科においてもピアノレッスンの「サマースクール（夏季休業中）」、「ウィンタースクール（冬季休業中）」を開設している。正規授業の開放は、「科目等履修」という方法で実施している（添付資料-9）。

地域の行政との関係については、平成 30 年 8 月に、学校法人創志学園と戸田市との間で「戸田市と学校法人創志学園との包括連携協定書」が調印され、本学の地域貢献への取り組みをさらに加速させるために、平成 31 年 3 月には市川市との間で「東京経営短期大学と市川市との連携等に関する包括協定書」（備付資料-1）を調印し、子育て・防災などの分野のほか、地域発展及び人材育成に寄与することを目的とした包括的な地域連携協定を締結した。

市川市との包括協定に先駆け、平成 30 年 11 月に、千葉県市川市に所在する 5 大学（千葉商科大学・和洋女子大学・東京医科歯科大学教養部・昭和学院短期大学・東京経営短期大学）間で、教育研究の質向上と地域社会の発展に寄与することを目的とした「大学コンソーシアム市川に関する基本協定書」が調印され、ついで市川市と市川商工会議所、大学コンソーシアム市川との間で産官学連携に関する包括協定を締結している（「市川市、市川商工会議所、大学コンソーシアム市川の産官学連携に関する包括協定書」備付資料-2）。

産学連携として、平成 27 年 6 月に人材育成と活用に係る産学協定を熱海温泉ホテル旅館協同組合と締結している（「東京経営短期大学と熱海温泉ホテル旅館協同組合との協定書」備付資料-3）。さらに、平成 30 年 9 月には、来春創部される女子バスケットボール部に関連し、スポルディング・ジャパン株式会社との体育会パートナー企業としての産学連携協定の調印式が執り行われた（「東京経営短期大学とスポルディング・ジャパン株式会社との産学連携協定書」、備付資料-4）。

教育連携としては、千葉県立市川南高等学校と平成 29 年 7 月には千葉県立我孫子高等学校と、それぞれ「協定書」（備付資料-5）（備付資料-6）を調印した。本学の教育資源を高校に提供し、高校生に対して連携教育の機会を与えるものとしている。

平成 28 年 7 月にハワイ大学付属カピオラニ・コミュニティカレッジ、8 月にハワイ大学付属リーワード・コミュニティカレッジとの教育連携締結をした。また、同年 6 月にはフランス EMBA 学院マガリ・ケルヴィニオ学院長が来学、8 月にはイタリア国立大学のヴェネツィア大学マルチェッラ・マリ奥特イ助教授（日本語教育、インターシップ&キャリア担当スーパーバイザー）が来学し、11 月にはデンマークの University of Applied Sciences（ビジネスアカデミーオーフス）（応用科学大学）の国際部門担当官およびデンマーク大使館の上席科学技術担当官が来学し、それぞれの大学と国際文化交流をテーマに交換型の短期研修について協議を行った。後に、それぞれの大学とは教育連携締結（MOU）をした（平成 29 年 9 月にフランス EMBA 学院、平成 30 年 2 月にデンマークのビジネスアカデミーオーフス、平成 30 年 9 月にヴェネツィア大学）。また、平成 29 年 2 月にはハワイ大学付属リーワード・コミュニティカレッジにて短期留学プログラムを実施した。さらに、平成 30 年 2 月にはフランス EMBA 学院にて短期留学プログラムを実施し、7 月にはハワイパシフィックユニバーシティ（HPU）と教育連携協定（MOU）を締結し、平成 30 年 7 月に短期留学プログラムを実施した（資料-8）。

平成 30 年度末時点では、フランス、イタリア、デンマーク、アメリカ（ハワイ州）の 4 カ国における 6 大学との教育連携締結がなされているが、更なる国際交流の可能性やグローバル教育の充実を図るため、海外における教育連携を検討している。

こども教育学科では、平成 30 年 7 月に社会福祉法人社会福祉援護会ローゼンかみやま保育園、平成 30 年 8 月に社会福祉法人福治会うみかぜ保育園、社会福祉法人福治会わたぐも保育園、平成 30 年 9 月に社会福祉法人愛誠会リサ保育園と連携協力に関する協定を締結している（「連携協力に関する協定書（包括協定書）、備付資料-9）。

平成 28 年 4 月に経営総合学科 2 年のチュオン ティ ゴック クイ さん（ベトナム人留学生）が、「市川警察署 安全・安心フェスタ in おにたか」において、一日警察署長を委嘱され、地域の交通安全や防犯の PR を行っている。6 月には市川警察署と市内 4 大学の間で「大学生ボランティアに関する覚書」の調印が行われ、学長と学生代表 1 名が出席している。これを機に、東京経営短期大学の教職員及び学生が管内における地域安全活動に積極的に関わり、安全で安心して暮らせる街づくりに協力している。大学学生防犯ボランティアグループは「アクア」と称して活動を展開し、本学教職員は登下校時に緑色の「防犯」腕章をつけ活動を行っている。平成 30 年 1 月には、日頃の地域安全活動が認められ、市川警察署署長より感謝状が学生・職員及び本学に贈呈されている（備付資料-7）。

平成 29 年 7 月には、西船橋駅北口商店会主催の「第 3 回 百円商店街」に学生 20 名と教職員 3 名がボランティア参加した。企画店舗は、大学の授業で行われている「ターゲットバード・ゴルフ」の実施の他、会場でのお客様へのチラシ配布、案内、テント設営、警備などを手伝っている。平成 30 年 6 月に開催された「第 4 回 百円商店街」ではこども教育学科の 1 年生を中心に参加している。

また、こども教育学科では、平成 28 年度から子育て支援ひろば（H28 けいたんキッズ、H29 TMC いちごひろば、H30 TMC いちごひろば）を開催し、「子育て支援実践演習」「子どもと遊び」の授業を通して子育て広場の企画・運営・指導法を学びながら、地域子育て支援の実践に努めている。

その他に本学として推奨している「アスカ王国 ふれあいの旅」（橋本久美子元総理夫人）に夏季休暇を利用して学生有志がボランティア・リーダーとして参加している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神についての理解は、抽象的なレベルにとどまりがちであるが、「夢・挑戦・達成」という行動指針として示し、ゼミナールや学内行事・資格取得の奨励等における指導を通して繰り返し周知を図っている。行動指針については資格検定試験対策の充実を図り資格取得を奨励し、検定結果や資格取得状況を見る限りにおいては、浸透してきていると考えることができる。とはいえ、建学の精神の普遍性・現代的意義をいかに本学の諸活動に落とし込み、同時に、学生の育成につなげてゆけるか、といった観点から、学内議論を継続的に重ねていく必要がある。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神に基づいた教育と学習を進めるために、事前学習（入学前教育）と入学前ガイダンス（提出資料-7）、新入生オリエンテーション（提出資料-8）、でも取り上げている。「夢・挑戦・達成」という行動指針については、ゼミナールや学内行事・資格取得の奨励等における指導を通して繰り返し周知を図っている。特に資格検定試験対策の充実を図り資格取得を奨励したことによって、受験状況や検定結果に改善が見られ、その結果、上位資格に挑戦して状況が確認できた。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、学園の建学の精神に基づき、学則第 1 条に本学の目的を以下のように定めている。

本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな想像的能力を涵養するとともに、実際の職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。

本学は経営総合学科（総合ビジネスコース、会計税務コース、医療事務コース）、こども教育学科からなり、学科毎に定めているアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つの方針において、建学の精神に基づいた教育目的・目標を確立していることを明確に示している。

【経営総合学科の教育目的・目標】

2 年間の完成教育を掲げ、以下のように示している。

- ① これからの社会生活に必要な幅広い教養と創造的な能力を培うとともに、経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実地的な知識・技術を有する人材を育成する。
- ② これからの社会生活に必要な幅広い教養を培うとともに、多様な職業に共通する実地的な知識・技能を身に付けさせることにより、地域社会、産業社会に有為な人材を育成する。としている。

H30 年度カリキュラムから 5 コースを 3 コースへ再編成し、目的意識が高い学生（会計税務、医療事務）、将来の自分を見つけない学生（総合ビジネス）と位置付け、コース選択必修を廃止し、ユニット制を導入した。

【こども教育学科の教育理念、教育目標】

- ① 現場のニーズに応えられる保育士・幼稚園教諭としての資質・能力

保育士・幼稚園教諭として、子どもの心身の発達に応じて育ちを支援できる知識と保育技術を持ち、子どもの実態や取り巻く状況の変化に則して対応できる人材であることはもちろんのこと、子どもたちから信頼され、保護者や地域社会との関わりの中でコミュニケーションを図り、多様な保育ニーズへの対応と地域の子育て家庭への支援ができる「保育実践力」を身につけ、自ら考え行動することができる即戦力となる人材養成。

- ② 子どもの表現力を引き出すことができる保育士・幼稚園教諭としての資質・能力

子どもの表現力を育むにあたっては、保育士・幼稚園教諭自身に子どもの感性を刺激する表現力が求められる。そのため、豊富な遊びや運動を通して感じたことや考えたことを学生自らが表現することで子どもの表現に気づき、子どもの心と体を育みながら、豊かな創造力と表現力を引き出すことができる能力を身につけた人材養成。

- ③ 子ども、保護者と関わるカウンセリングマインドを身につけた保育士・幼稚園教諭としての資質・能力

園と家庭のそれぞれの環境において子どもの様子や体調を把握するためには、保護者とのコミュニケーションが重要である。また、保育活動のあらゆる場面において子どもと保護者に積極的に関わりながら観察し、保護者の視点に立って子どもの養育を考えるとともに、子どもに寄り添い、子育てに不安を抱える保護者・家庭を支援し、子どもの心と身体の育ちをサポートできる「カウンセリングマインド」を身につけた人材養成

2つの学科の教育目的・教育目標及び三つのポリシーは学生ハンドブックに掲載しており、学生に対しては、入学予定者を対象して実施している事前学習（入学前教育）と入学前ガイダンス、新入生オリエンテーション、入学式、1年次の基礎ゼミナール、2年次の専門ゼミナールを活用して周知している。また、保護者に対しても、入学式当日に開催される保護者会で教育目的を示している。

教職員に対しては、上述の学生オリエンテーション等への参加、年度最初の教職員会合のほか、各学科会議を通じて適宜周知、確認が行われている。学外への表明については、ホームページ及び「入学案内」に示し明示されている。

本学では、キャリアセンターが主体となり、卒業生就職先企業の人事担当者及び、ハローワーク市川の担当職員から直接意見等を聴取している。また、千葉県経営者協会に加盟し、協会主催の会合時には参加企業の人事担当者から情報の収集をしている。また、学内で合同企業説明会を実施し、参加企業から短期大学に求める職業教育（どのような人材育成がもとめられているか）に対する意見・要望を直接聴取し、本学教職員との意見交換を交えて、今後の職業教育等に活かそうとしている。

こども教育学科での取り組みとしては、学外実習に備えて、実習先となる学校や施設の代表者から、実習にとどまらず、本学の教育全般に対する意見や、現場が求める人材についての意見を聴取している。

〔区分 基準 I・B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I・B-2 の現状>

本学では、それぞれの学科において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき学習成果としている。建学の精神を基に教育理念が定められ、教育理念は教育方針として学科毎に3つのポリシー示されていることから、学習成果は建学の精神に基づいていると言える。

各学科の学習成果は学位授与の方針に示された諸能力のことであり、この方針はそれぞれの学科において本学の教育理念にしたがって教育の方針がたてられており、学習成果はそれぞれの学科の教育方針に基づいていると言える。

【経営総合学科のディプロマ・ポリシー 卒業認定・学位授与に関する方針】

本学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。
2. 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識技能を身

につけている。

3. 経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。東京経営短期大学で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

【こども教育学科のディプロマ・ポリシー 卒業認定・学位授与に関する方針】

本学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（こども教育学）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけて、パソコン操作や文書作成等の事務スキルとビジネスマナー等をはじめ、状況に応じて笑顔で柔軟に対応できる社会人基礎力を磨き、自ら進んで考え動くことができる「現場力」と園運営をサポートできるマネージメント力を備えている。

2. 豊富な遊びや運動を通じて、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、自らの豊かな感性や表現する力を養い、子どもの心身を育みながら、子どもの豊かな表現力を引き出す力を有する。

3. 子どもと保護者の心に寄り添い、子育てに不安を抱える家庭を支援し、子どもの心と身体の発達をサポートするための専門的な知識と技術を有する。

各学科の学習成果は、『学生ハンドブック』を通じて表明している。また、

ディプロマ・ポリシーはシラバスによって、習得すべき学習成果を具体的に知ることができる。本学での学習成果などの内容は学内では、学期はじめのオリエンテーションで説明し、学外に向けては、大学案内・ウェブサイトやオープンキャンパスで説明している。

本学では、学校教育法第 108 条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」の規定に照らし合わせて点検を行っている。

[区分 基準 I・B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I・B-3 の現状>

平成 28 年の設置法人変更に伴い、新しい建学の精神に基づいて 3 つのポリシーが審議されて策定に至っている。さらに、平成 29 年には新学科「こども教育学科」の開設に併せて、「経営総合学科」のポリシーの見直しと「こども教育学科」のポリシーについて学科教授会、新学科設置委員会（？）で協議し、教育経営会議で改めて審議し策定にいたっている。

「学習成果」として「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」に示した能力を身に付ける為の学習として、それぞれの学科において「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」を定めている。その上で「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」が策定されており、3 つのポリシーは関連付けて一体的に定めていると言える。

3つのポリシーについては、入学前のオープンキャンパス等から教職員によって教育活動が行われている。オープンキャンパス等においても、本学の建学の精神、それに基づくアドミッション・ポリシーからの一連の流れとして本学の教育目的などを説明し、入学時のオリエンテーションではカリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目や授業方法についての説明と卒業時の目標（要件）としてのディプロマ・ポリシーを説明している。また、教員は、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを常に確認しながら教育活動にあたっている。

3つのポリシーは、「本学ウェブサイト>経営総合学科」「本学ウェブサイト>こども教育学科」のページに3つの方針として「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」として明記し、学内外に表明するとともに、『学生ハンドブック』にも「本学の建学の精神と教育理念・教育方針」の中で表明している。

その他、シラバスにおいては【卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との関連】として記載している。また、入学者受入れの方針については、アドミッション・ポリシーとして、『学生募集要項』に示している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

教育理念・教育方針に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかを教育の効果の課題と考えている。また、建学の精神の基となっている「夢・挑戦・達成」を具現化する学習成果として、本学では資格取得を奨励している。そこで、本学では、教育の効果については、資格・免許状取得状況や就職状況をひとつの側面として捉え、効果の評価としている。また、実習先や就職先での評価も対象となり、実習先、就職先、外部関係者からの声で確認しているものの、まだまだ十分とはいえない。組織的・継続的な体制の構築が課題といえる。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では教育理念達成のために、教職員が一体となって「学生の2年後にしっかり責任をもつ」という信念のもとで教育活動を展開している。そのひとつとして「挨拶」の奨励をあげ、通学時の立哨と授業開始と終わりに「挨拶」を導入している。

[テーマ] 基準 I-C 内部質保証

[区分] 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、内部質保証に取り組んでいる。

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

学則第 2 条第 1 項には、「本学は教育水準の向上を図り、その目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う」と規定されている。本学の自己点検・評価活動の組織として、東京経営短期大学学則第 2 条に基づいた自己点検・評価委員会規程により、自己点検・評価委員会が設置されている。

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価報告書、教員研究業績報告書及び教員個人調書履歴書の作成、学生による授業評価アンケートや卒業生アンケートの実施・分析・公表、教員による自己点検の実施・分析・公表、FD・SD 懇談会の実施等について審議し、各部署の協力のもと自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価報告書は、平成 28～30 年度分をホームページで公開している。

本学では自己点検・評価については自己点検・評価委員会が点検・評価事項を具体化しているが、当該委員会より各学科、委員会、事務局に関連項目の自己点検・評価を依頼している。

短期大学基準協会による平成 30 年度からの認証評価基準に、新規に追加された評価項目であるが、設置者変更の 28 年度より学園グループの高校と高大連携会議を定期的に行っている。

現在本学では、毎年度実施している自己点検・評価活動を踏まえ、次年度の活動計画を策定し、遂行することにより改善に取り組んでいる。この年度計画は、各部署(学科、委員会、事務局等)から提出され、業務進捗状況として履行状況は毎月報告されている。

[区分] 基準 I-C-2 教育の質を保証している。

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

(4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定は、授業科目の学習成果の査定として、基本的に試験結果(定期試験)、レポートなどの提出物、受講態度等を判断材料として、科目担当者が総合的に成績評価し、単位認定している。成績評価にあっては、科目ごとに設定される「達成目標・到達目標」を評価基準として示されている。学習成績の評価は、「学則」22 条に規定されており、「秀、優、良、可、不」をもって表し、可以上を合格と定めている。「学則」22 条に定める成績評価の方法は「試験等に関する内規」第 7 条によって、秀(100～90 点)、優(89～80 点)、良(79～70 点)、可(69～60 点)、不(59 点以下)」と記されている。単位の授与については「学則」21 条において、「授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える」と規定されている。平成 28 年度まで、学生個人の成績は、この 100 点法により各学生の科目ごとの達成度を把握し、評価を実施してきた。しかし、より客観的総合的に判断する指標として、平成 30 年度より GPA を実施することになった(学則第 22 条 4 項)。

卒業判定においては、「ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)」に示された能力を身につけ、学則 26 条、27 条によって卒業が認定されることから、各学科の教育課程における卒業要件を満たすことが、当

該学生の学習成果の獲得と見なされることになる。

本学では授業アンケート（中間、期末）をもちいて、査定の手法の定期的な点検としている。「学生による授業評価アンケート」の集計結果をもとに、各教員は「授業改善に向けて」（リフレクションペーパー）を提出する。さらに、FD 研修会で結果について検証している。

教育の質の向上・充実を図るためには、建学の精神、教育理念、教育方針に沿って、3つのポリシーをどのように定め、学習成果をどのように規定するかという観点から毎年度、これらについて点検・評価していくことが重要である。

本学では年間活動計画を部門ごとに策定提出し年度初めの教職員会合で発表している（Plan）。活動計画に基づき実行し（Do）、進捗状況については教育経営会議・執行役員会で報告され（Check）、報告内容に従って改善策を考え、次年度の活動計画に反映させている（Action）。

学習成果の観点からは、『学生ハンドブック』を作成し、履修の概要・履修方法・教育課程・カリキュラム・マップなどを明示している。また、『シラバス』の作成では、授業の目標及び内容（授業の到達目標、概要、授業時間外の学習）、ディプロマ・ポリシーとの関係、授業計画、評価、参考文献等を明示する。さらに『教員ハンドブック』を作成している（Plan）。

これら『学生ハンドブック・シラバス』を学生に周知し、教員は『学生ハンドブック・シラバス・教員ハンドブック』の内容に沿って授業を進める（Do）。授業では、学生の理解度の測定（小テスト・課題の提出）など科目担当者が独自に実施している。成績評価及び学生による授業評価アンケートを実施し、授業評価アンケートの結果と「授業改善に向けて」（リフレクションペーパー）が提出され、FD 研修会で検証している（Check）。教員は提出したリフレクションペーパー（「授業改善に向けて」）に従って、次年度の授業改善に取り組んでいる（Action）。

本学の教員組織や校地・校舎は短期大学設置基準を満たしている。学校教育法、短期大学設置基準、教育職員免許法、児童福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等、これら法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省の通知、官報を適宜確認し、法令遵守に努め、関係法令の変更等について文部科学省等からの通知があった場合は速やかに対応している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

学習成果については単位の修得、卒業、学位の授与、資格・免許の取得となり、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に示された諸能力を身につけていることを念頭に置き学習成果の達成度を高められるよう、教育の質の向上を目指しているが、その査定とその点検のための体制及び教員自身が担当科目において、どこまで学習成果の習得に焦点を当てて授業を実施できているか、学生がどれだけ学習成果の習得を意識して授業に臨んでいるか、という3点について課題となっている。FD/SD 活動や学生に対する履修指導等のさらなる充実が重要である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

基準IV-A 理事長のリーダーシップ

[基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

(a) 現状

本学の教育目的を達成するために、短期大学の設置者である学校法人創志学園は、以下の管理運営体制の下、経営の規律と誠実性をもって、相互の意思疎通を図りながら適切な機能を発揮している。

本学園の経営は、「学校法人創志学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）及び「学校法人創志学園寄附行為施行細則」（以下、「施行細則」という）に基づいて行われている。また、学校法人として適正かつ円滑な業務と運営を確保するため、寄附行為において、最高意志決定機関としての理事会（第 16 条）、諮問機関としての評議員会（第 18 条）、法人代表者としての理事長（第 11 条）、理事長を補佐する副理事長（第 12 条）、財産状況及び業務執行状況を監査する監事（第 15 条）等、法人各機関の権限と役割を明確に定めている。

さらに、法人及び設置校の管理及び運営に関して必要な事項は、寄附行為に次ぐ形式的効力を有する施行細則により法人設置校の日常の業務決定体制を明確にし、規定に沿った円滑な運営を行っている。

私立学校法が規定する通り、理事会は学校法人の最高意志決定機関であり、各設置校を管理運営する役割を担っている。さらに、理事長は学校法人を代表し、法人の業務を総理している。あわせて、学長の業務推進に必要なサポートを行う法人管理部では、法人部門と短期大学の連携強化や、業務執行及びコンプライアンス体制の強化、諸規定の改訂整備等の内部統制を図り、業務改善への取り組みや管理支援業務等の継続的な取り組みを行っている。

法人及び本学の運営は、私立学校法（以下、「私学法」という）及び関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為及び施行細則、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規則」に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て、意志決定が行われている。私学法第 36 条第 2 項で「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めている通り、本学の経営責任は理事会が負っている。

本学園では、寄附行為第 5 条第 1 項の規定によって、理事会の役員として理事 7 名を置くと定めており、現員数は定数を充足している。役員構成として、評議員会において選任された 3 名の理事のほか、学識経験者として 3 名の外部理事がその職務にあたっている。加えて、私学法第 38 条第 1 項第 1 号に規定されている理事に環太平洋大学の学長が就任している。なお、役員の任期は、寄附行為第 6 条第 1 号に定める同大学学長を除いて 3 年となっている。

理事会の開催状況は、毎年 3 月、5 月、7 月、11 月、12 月に定例で開催しており、施行細則第 3 条第 1 項に定める業務決定の権限として、(1)学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針、(2)予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、(3)事業計画、(4)寄附行為の変更、(5)合併及び解散、(6)決算の承認、(7)理事会が行う理事、評議員及び理事長等の選任、(8)学長、学校長の人事、(9)学則、その他理事会の定める諸規則の制定及び変更、(10)前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項についての審議を行い、私学法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。

また、理事会は、施行細則第 3 条第 1 項に定める理事会の業務決定事項を除き、学園の業務決定

の権限を理事長に委任し、理事長は、学校法人を代表して法人の業務を総理するにあたり、学園の業務決定の権限の一部については学長へ、指導・助言に関する事項については学園長に、法人全体の運営に関する業務分掌については、財務担当と人事担当の専務執行役員にそれぞれ委任して業務を分担する等、高い機能性を有しながら戦略的な意志決定ができる体制となっている。

(b) 課題

理事の構成は適正であり、理事会の管理運営は、それぞれ寄附行為、施行細則、理事会会議規則に基づいて適切に行われている。また、平成 30 年度は定例理事会を 6 回開催しており、実出席率 81% を超える適正な体制下、予算、決算、事業計画及び事業報告等、施行細則に記載された事項について審議を行った。また、理事長、副理事長、専務執行役員が業務を分担しており、戦略的な意志決定ができる体制を整備している。

本学の運営・経営は諸規則に基づき適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。また、法人設置校の管理部門である法人管理部では、学長の業務推進に必要な情報を集約し、設置校の管理運営状況を推進している。特に、稟議書の事前審査や業務執行計画・予算の進捗管理及び効果分析といった業務執行管理を行いながら現地視察による状況把握に努め、改善課題に対する対策指導等を行うほか、高校と専門学校間、高校と大学及び短期大学間、専門学校と大学及び短期大学間の連携促進と組織横断的な活動も支援する等の継続的な取り組みを行っている。

基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

本学の建学の精神及び教育目的の実現へ向けて、法人と本学とが密に連携を図って短期大学の経営課題について協議を行っており、経営の規律と誠実性は十分保たれ、情報公開も公開項目に従って適切に行われている。さらに法人全体の運営に関しては、財務担当と人事担当の専務執行役員を置いて法人業務を分担しており、円滑でスピーディーな意思決定を実践している。

経営と教学の明確な役割分担により、学長が推進する教学運営を、理事長及び副理事長が経営面から支えるという体制がとられていることから、経営の透明性と意志決定のプロセスにおいて明確化が図られている。

今後も、設置者と短期大学がその使命を果たしていくために、管理運営状況の把握と情報共有を図り、大学法人の使命・目的の実現へ継続的に取り組むものとする。

基準IV-B 学長のリーダーシップ

[基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

(a) 現状

本学の運営組織については、「東京経営短期大学 組織規定」において、学長のリーダーシップの下、学長の諮問機関として教育経営会議を置き、教育や研究、学生指導等の全体方針を審議し、それに基づいて教授会で学科の具体的事項を審議するという関係を明確にしている。

他方で、法人設置校の管理運営に関する基本方針や法人の財産・事業・財務計画・人事計画等について権限を有する法人部門と、教育研究に関わる意思決定を行う短期大学との役割分担と連携体制を明確にしながら、相互の意思疎通を図ることによって、法人各部門が適切に機能を果たしている。

「学校法人創志学園寄附行為 施行細則」の第 7 条には、「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を総督する」と定められている。また、同細則第 12 条に、「学長の諮問機関として教育経営会議を置く」と定め、教育経営会議を本学の教育・研究に関する重要事項を審議する機関として位置付けている。さらに、「東京経営短期大学 教育経営会議規定」には、教育経営会議は「大学の教育研究の向上に係る基本的な計画に関する事項」、「学則その他教育研究に係る重要な規則に関する事項」、「大学の教育課程編成の方針に関する事項」、「学生の教育・厚生及び補導に関する重要事項」、「学生の入学、卒業等、その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項」、「大学の教育研究等の状況について、本学が行う評価に関する事項」、「その他理事会から付議又は諮問された事項」を審議し、これらの事項について「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」と規定して、大学運営において学長がリーダーシップを発揮することを明記している。

教育経営会議の構成メンバーは、学長、副学長、統括委員長、学長補佐、学科長、事務局長からなる。学長は教育経営会議を毎週開催して、短期大学のあるべき姿、学科教育の重点化、教員研修、各コースの魅力打ち出しと学生確保への取り組み等について協議を行い、大学の運営上の課題を構成メンバーと共有することで、経営と教学の戦略目標に対する意思統一とコミュニケーションの円滑化を図っている。

特に、副学長は、教育経営会議のメンバーとして教育研究や学生指導に関わる重要事項の企画やコース間の調整等にあたり、学内組織の活性化と部署間の連絡調整、教学部門と大学事務部門との連携を推進する役割を担っている。

(b) 課題

理事会と大学の相互理解を図る学長の役割が諸規則で整備されており、学長のリーダーシップの下で大学の運営方針等を教職員に伝える仕組みが整えられている。また、学長を支える副学長が大学の意思決定と業務執行に際して柔軟かつ円滑に機能しており、学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制となっている。本学の意思決定に関わる各組織は適切に機能しており、それらを活かして学長がリーダーシップを発揮し、教育研究活動が順調に実行されている。

しかし、短期大学をとりまく社会環境は多様化するとともに、大学改革に対する社会的要請も強くなってきている。

このような状況下において、本学では、毎年度末に教育活動を総括して次年度へ向けた改善・改革に取り組んでいる。今後は、短大の存続と学生確保に向けて「中期目標・中期計画」を策定し、学長のリーダーシップの下で構成員がそれぞれの立場で役割を果たし、努力して行くことが課題である。

テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

本学の学長は、教育運営の最高責任者として、教育経営会議ならびに教授会の意見を参考にして最終的な判断を下すことによって、教学に関するリーダーシップを適切に発揮している。

教育内容とキャリア支援の改善により、企業就職（内定率 100 %）者が増えるとともに、有資格

者も増加し、確実な成果と収めている。平成 30 年においては、経営総合学科においては入学定員を満ちし、大学全体収要定員 190 名に対し、199 名の学生（充足率 105 %）を確保している。また、体育会の設置による課外活動の強化により、短大全体の連携・支援体制もされ、学内活性化につながっている。

今後は、地域社会に根ざした短期大学として、学び直しの機会を求める社会人の受入をはじめとし、学長がリーダーシップをとって定員確保のための中長期的な改善計画の策定を推進していく予定である。

基準IV-C ガバナンス

[基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

(a) 現状

本学園では、「学校法人創志学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）の第 5 条第 1 項の規定によって、理事会の役員として監事 2 名以上を置くことと定めており、常勤監事 2 名に 3 名の非常勤幹事を東日本と西日本に置き、現行 5 名体制で学園全体の監事業務を実施している。なお、監事の任期は 3 年となっている。監事は理事や評議員又は法人の職員を兼ねておらず、また私立学校法第 39 条に定める役員の兼職禁止条項に違反する事実もなく、適正な構成となっている。また、監事の選考については、寄附行為第 7 条に「この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する」と規定されており、監事の独立性は確保されている。

さらに、監事の職務として法人の業務監査及び会計監査を踏まえて監査報告書を作成して理事会及び評議員会で報告することや、役員として理事会に出席して理事の業務執行状況を把握するとともに、評議員会にも出席して意見陳述を行う等、その職責を果たしている。とりわけ 5 名の監事は、平成 29 年度に開催された計 5 回の理事会及び評議員会にすべて出席し、本学園の予算執行及び財務状況に対する指導助言のほか、年間を通じて本学の各会議の議事録や自己点検・評価報告書の内容を踏まえた教学監査も実施し、意見陳述を行っている。

また、監事監査においては、「学校法人創志学園 監事監査規則」及び「平成 28 年度監事監査計画」に基づいて、業務監査では、大学の経営管理、人事管理、教育・研究、学生支援の実施状況を中心に、会計監査では、部署別の事業計画と目的別予算制度、決算の状況、予算編成上の重要項目の達成状況、経費削減への具体的な取組み状況等の項目を重点的に実施した。

平成 30 年 11 月 8 日の中間監査及び令和元年 5 月 14 日の期末監査で行った実地監査では、業務監査の対象を全 28 項目に分け、項目ごとに監査視点を定めながら役職者とのヒアリングを実施した。具体的には、(1)建学の精神の共有度・浸透度、(2)教育目的・目標の確立度と 3 ポリシーとの整合性、(3)教育の質保証、(4)自己点検評価の実施体制、(5)組織的学習支援、退学防止の取組み等、(6)事務組織体制、(7)施設設備の活用状況、(8)学生募集活動への強化と公立化への対応等について、監事より次年度に向けた改善につなげる取組みに関する意見が述べられた。

(b) 課題

監事は、短期大学の組織運営、内部統制、教育・研究・学生支援等の業務の有効性と効率性について、また法人の経営管理に係わる各項目について監査を実施し、定期的に業務及び財産状況の妥当性をチェックし、指導助言を行う等の職責を果たしているが、法人設置校が全国の広い範囲にあることから、監査の実効性を高めることが課題であった。

そこで、平成 27 年 7 月より、東日本担当である会計検査院出身者の大塚克慧監事と、西日本担当である弁護士の田邊信好監事に、元衆議院事務局文部科学調査室長の芝新一監事を新たに常勤監事として加えて、教学監査を含めた監査業務を強化した。さらに、平成 29 年 3 月の役員改選にて常勤監事 1 名を含む計 2 名の監事を増員し、計 5 名の体制で学園設置校の監査にあたる体制を整備した。

一方、監事支援業務を担当する内部監査室に専属の室長を設置して、事業計画や予算に基づいた法人設置校の改善指導・支援や、各種調査報告・届出等を集約し、各監事の監査業務を推進するために必要なサポートも綿密に行っている。毎年実施する監事監査のほか、学内で定例開催されている各種会議・委員会の議事録を毎月確認する形で、日常の教育活動についての教学監査を実施している。監事による教学監査のフィードバック内容は、法人管理部長を経由して、大学の教育経営会議に対して報告事項として伝達を行い、その改善状況について各監事への報告を行っている。

[基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

(a) 現状

評議員会は、毎年 3 月、5 月、7 月、10 月、12 月に定例開催し、理事会の諮問機関として、理事会に先立ち寄附行為第 19 条に掲げる事項を審議して意見を述べる役割を担っており、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に職務を遂行している。寄附行為第 19 条に掲げる(1)予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2)事業計画、(3)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(4)寄附行為の変更、(5)合併、(6)目的たる事業の成功の不能による解散、(7)寄附金品の募集に関する事項、(8)その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項について、あらかじめ意見を聞く体制となっており、私立学校法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。平成 30 年度は、定例評議員会を 5 回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告等寄附行為に記載された諮問事項について審議し、意見を述べている。

評議員については、寄附行為第 18 条第 2 項の規定により、理事定数の 2 倍を超える 15 名を置くこととなっており、現員数は定数を充足している。その構成は、法人の職員のうちから理事会において選任された者 5 名、法人が設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから理事会において選任された者 2 名、学識経験者のうちから理事会において選任された者 8 名となっている。評議員の任期は 3 年で再任は可能、評議員の欠員に伴う補欠評議員の任期は前任者の残任期間としている。

評議員会の議案

(b) 課題

法人全体の管理運営に関するチェック体制として、理事会の諮問機関である「評議員会」は、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に行われ、実出席率は 79%超と高く、適正な体制のもとで運営されている。

[基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

(a) 現状

法人及び短期大学の運営については、私立学校法及び関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為、施行細則、その他諸規程が整備されているほか、理事会会議規則及び評議員会会議規則に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て意思決定を行い、運用面でも適切に機能している。また、短期大学の設置・運営に関連する法令の遵守については、文部科学省からの通達や事務連絡をはじめ、私立短期大学協会や私学経営研究会等を通じて最新情報を収集して部署内での周知と情報共有を図り、組織的な対応に努めている。

とりわけ法人管理部では、事業計画や予算編成をはじめとして、短期大学における業務課題と予算執行状況を双方でチェックし、適宜必要な改善や見直しを行うことによって業務達成レベルの向上と計画的な執行管理を行っている。また、設置校管理に係る日常業務を統括するとともに、法人本部と各設置校における業務サポートに重点を置くが、業務執行計画・予算の進捗管理や稟議書の事前審査及び効果分析といった業務執行管理を行いながら、各設置校の運営・行事スケジュールや現地視察による状況把握に努めている。

さらに、監督官庁への許認可申請・届出、変更登記手続きや、学校法人及び設置校に係る諸調査・報告書等の集約、実地調査・監査等への対応、事業計画・事業報告作成支援、理事会・評議員会の運営、公文書管理や押印手続き等に関する業務に加えて、契約書改訂やリーガルチェックによるリスク回避、諸規定類の整備・改訂等の法務業務も分担し、ガバナンスの強化を図っている。

一方、短期大学の業務執行にあつては、稟議書による事前決裁を要件として、「学校法人創志学園稟議規程」で定めた決裁区分や事務処理手続きに則り、予算制度に基づいて効率的に業務推進を行うため、稟議書の決裁権限を委譲して学内で意思決定する体制を整えている。なお、理事会の承認が必要な案件については、評議員会及び理事会で承認を得た上で、理事長による稟議決裁を行っている。さらに、法令に基づいて行う申請や届出、諸調査、報告については、押印許可申請書を起案し、上長の承認はもとより関係部署の回議を経て、法人管理部で内容の点検を行った上で決裁を受ける仕組みとすることで、複数のチェック機能を持たせている。

また、公印の取り扱いや重要書類の管理については、「学校法人創志学園 公印取扱規程」に則り、保管及び使用している。このように、法人の経営は諸規則に基づいて適切に行われ、組織倫理と規律が保たれている。

(b)課題

法人と短期大学間の相互チェック機能は、法人管理部が主体となって短期大学の実態把握に努め、組織横断的に情報共有と相互チェックを行うことでその役割を果たしている。特に、各種申請や届

出、諸調査・報告を行う際は、短期大学及び法人本部で事前に作成内容の確認を行った上で、書面での決裁を受けて所轄官庁に提出する仕組みを徹底しており、相互チェック体制が機能している。

一方で、法人全体の管理、危機管理という観点から、法人管理部で監督官庁への認可申請・届出、各種変更登記関係手続きや学校法人・私立学校に係る諸調査・報告書等の作成、実地調査・監査への対応等を行うほか、契約書作成・改訂、更新・解約手続きやリーガルチェックによるリスク回避、社内諸規定類の整備・改訂といった法務業務も分担し、組織としてのガバナンスの強化を図っているところである。

さらに、内部の業務執行体制におけるコンプライアンス強化に向けて、稟議規程に則った正しい運用と押印許可申請の厳格運用を促すため、当該制度の運用趣旨と適正内容への改善点、所属長としてのチェックポイントに関する研修会を実施し、さらなる規律性の向上に努めていくことが課題である。

基準IV-C ガバナンスの改善計画

監事の業務は、寄附行為の規程に基づいて適切に行われているが、本学園の設置校が全国の広い範囲に及んでいるために今後もさらに監査の実効性を高める努力を続けていく必要がある。また、評議員会は、適切な体制のもとで運営され、法人全体の管理運営に関するチェック機能を十分に果たしている。さらに、本学園と本学の間には相互チェックに基づく業務管理のシステムが機能しており、ガバナンスが適切に機能している。以上によって、現時点では本学のガバナンス体制を大きく改善する必要はない。

基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

本学の全体の運営については、諸規則に基づき適切かつ厳格に行われ、経営の規律と誠実性は保たれており、短期大学の使命・教育目的を実現する継続的な取組みが行われている。さらに、短期大学の使命・目的を達成するために戦略的意思決定を行うことができる組織体制も整備され、学長がリーダーシップを発揮しながら、十分に機能している。

また、短期大学内には、トップダウンによる伝達や意思疎通の方法と、副学長を通じて教職員の意見を吸い上げていくボトムアップの仕組みによって、各種の提案や課題を大学全体の問題としてとらえ、情報の共有化を図る体制が確立されていて、大学運営を改善するための PDCA サイクルが円滑に機能している。

さらに、法人と短期大学の各部門のコミュニケーションを図る体制が確立され、相互チェックの機能も有効に働き、短期大学の設置・運営に関する法令を遵守して運営するための組織全体のガバナンスも適切に機能している。

今後は、さらに学校法人と教学部門が連携を強化してさまざまな課題に迅速に対応できるよう各種会議の構成員及び開催時期・頻度について検討を行い、大学経営と教育内容の改善に努める予定である。加えて、法人本部の各部署と短期大学事務局が情報の一層の共有化を推し進め連携を深めることによって、より効率的な組織運営体制を構築できるように改善を進めていく予定である。こ

れによって、学内外の様々な変化・ニーズに対応した大学教育の質保証に向けて教職員が一体となって改善を行うことができる。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし